

建設コープおおさか

〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀 1-8-9

http://www.kensetu-co-op.com 電話:06-6533-1675

住宅のリフォームに係る税の特例措置

所得税（住宅ローン減税）～令和 7.12

一定の増改築等を行った場合、毎年の住宅ローン残高の0.7%を10年間所得税から控除する制度（所得税から控除しきれない場合、翌年の住民税からの一部控除）

居住開始年 令和4年1月～令和7年12月

借入限度額 2000万円

控除率 0.7%

控除期間 10年

最大控除額 140万円

所得税（リフォーム促進税制）～令和 5.12

- ・必須工事について対象工事限度額の範囲で標準な費用相当額の10%を所得額から控除
- ・必須工事の標準的な費用相当額のうち対象工事限度額を超過する部分及びその他のリフォーム促進の費用（実費）についてもその他工事として必須工事全体に係る標準的な費用相当額の同額までの5%を所得税額から控除

必須工事・・・対象工事	対象工事限度額	控除額
耐震	200万	10%
バリアフリー	200万	10%
省エネ	250万	10%
3世代同居	250万	10%
長期優良住宅（耐震＋省エネ＋耐久性）	500万	10%
（耐震 or 省エネ＋耐久性）	300万	10%
その他工事・・・対象工事	対象工事限度額	控除額
必須工事の対象工事限度額	必須工事に係る標準的な	5%
超過分及びその他のリフォーム	費用相当額と同額まで	5%

固定資産税（リフォーム促進税制）～令和 6.3

固定資産税の一定割合を減額

対象工事	減額割合	減額期間
耐震	1/2	1年
バリアフリー	1/3	1年
省エネ	1/3	1年
長期優良住宅化リフォーム	2/3	1年

（耐震・省エネのいずれかを行うことが必須）

※長期優良住宅化リフォームにより特例を受ける場合は、増改築による長期優良の認定の取得が必要

※耐久性工事とは、劣化対策工事、維持管理・更新の容易性を確保する工事をいう



1月行事報告

1月29日（月）18:30～20:30

理事会にて大阪府中央会顧問税理士坂本先生に来ていただきインボイス制度と電子帳簿保存法についての講習会開催

大阪府における新型コロナウイルス感染症の発生状況について

新型コロナウイルス感染症

年代別感染者数

（令和6年2月12日～2月18日）

	男	女	合計
0歳	41	28	69
1～4歳	85	67	152
5～9歳	88	83	171
10代	140	138	278
20代	64	94	158
30代	92	93	185
40代	85	103	188
50代	94	114	208
60代	65	83	148
70代	89	84	173
80代以上	109	119	228

952 1006 1958

新型コロナウイルス感染症の治療薬について

令和5年10月から
窓口での負担が生じます

新型コロナウイルス感染症治療薬（経口薬のラゲブリオ、バキロビッド、ゾコーバ、点滴薬のベクルリー）の薬剤費は、9月末で全額公費負担（窓口負担なし）の運用が終了します

10月以降

医療費の自己負担割合に応じて、上記治療薬の薬剤費として、以下の窓口負担をお願いします（これを越える部分は、公費で負担します）

3割の方	9,000円
2割の方	6,000円
1割の方	3,000円

※各治療薬共通

※治療薬は、医師が必要と判断した方に使用されます
※薬剤費以外の医療費（診療料、処方料、薬剤料等）は、5期感染症に移行した令和5年5月31日以降と同様の取扱い（窓口負担あり）となります

建設リサイクル法

(1) 建設リサイクル法の目的

建設リサイクル法は、正式名称を「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」という。最終処分場の容量不足や廃棄物の不適正処理等の問題に対応するため、全産業廃棄物の約 2 割を占める建設廃棄物の再資源化・再利用の促進を目的として、平成 12 年 5 月に制定された。

(2) 法律で定められている主な内容

建設リサイクル法は、建設廃棄物の再資源化を促進するために制定された。

① 対象となる工事・資材

a) 対象となる特定建設資材・・・コンクリート

コンクリート及び鉄から成る建設資材 (PC)
木材
アスファルト・コンクリート

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| b) 対象となる建設工事・・・建築物の解体工事 | 床面積 80 m ² 以上 |
| 建築物の新築、増築工事 | 床面積 500 m ² 以上 |
| 建築物の修繕、模様替 | 金額 1 億円以上 |
| 土木工作物に関する工事 | 金額 500 万円以上 |

② 分別解体・再資源化等の義務付けの範囲

a) 分別解体の義務付け

分別解体は工事受注者と自主施行者に義務付けされるが、工事受注者 (=元請業者) だけでなく下請け業者の対象。

b) 再資源化の義務付け

工事受注者は、分別解体だけでなく、特定建設資材を再資源化施設に引き渡し、適正に再資源化されたことを確認するまで責任を持つ必要がある。

③ 解体工事業者の登録

解体工事を実施する事業者は、工事規模に関係なく建設業許可 (土木、建築、解体) か、あるいは都道府県知事による解体工事業者の登録が必要とされるとともに、解体工事現場への技術管理者の配置等が定められている。(5 年ごと更新)

④ 発注者による届出

発注者側にもリサイクルの重要性を認識してもらうため、工事受注者に対し、分別解体の計画等について書面又は電磁的方法 (発注者の承諾が必要) にて説明を行うとともに、建設工事の契約者には分別解体等の方法や解体工事の費用等を明記する必要がある。

⑤ 再資源化の完了報告

受注者は、再資源化が完了したときは、発注者に書面又は電磁的方法 (発注者の承諾が必要) にて報告するとともに、再資源化の実施状況に関する記録を作成、保存する。

廃棄物処理法 (廃棄法)

(1) 廃棄物処理法 (廃棄法) の目的

廃棄物処理法 (廃棄法) は、正式名称を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」という。廃棄物の処理が適正に行われるよう、産業廃棄物等を定義した上で、事業者の責務や収集運搬業者及び処分業者の許可等は、昭和 45 年 12 月に制定された。

(2) 法律で定められている主な内容

① 一般廃棄物と産業廃棄物

「廃棄物」のうち、事業者からの 20 種類の廃棄物と輸入廃棄物が「産業廃棄物」、一般家庭からと、その他の廃棄物が「一般廃棄物」と定義されている。

② 産業廃棄物の処理に関する

事業者の責務

事業者は、自らの責任産業廃棄物処理基準に従って適正に処理しなければならない。

a) 産業廃棄物保管基準

事業者は、産業廃棄物が運搬までの間、次の基準に従い、生活環境保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

イ) 保管場所には、構造耐力上安全な「囲い」が設けられていること。

ロ) 保管場所には、ついの「表示」をすること。産業廃棄物の保管場所である旨/保管する産業廃棄物の種類/保管の場所の管理者の氏名又は名称および連絡先/野外において産業廃棄物容器を用いずに保管する場合の上限の高さ)

ハ) 保管場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに異臭が発散しないような措置を講ずること。

ニ) 保管場所には、ネズミが生息し、及び蚊、ハエその他の害虫が派生しないようにすること。

ホ) 石綿含有産業廃棄物にあつては、石綿含有産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずるとともに、覆いを設ける等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

b) 委託に関する基準

委託には、運搬と処分の 2 種類があり、それぞれの許可を受けている事業者者に委託しなければならない。

【編集後記】

確定申告の時期が来た。数年前からスマホで申告をするのだが、途中で操作につまずき最後の送信迄なかなか行きつかない。何度も繰り返し送信し終えた途端 疲れが……。今だにスマホを使いこなせない私です。

